

財務省告示第三百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十七年八月十日に発行した割引短期国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十七年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百八十

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 法律及びその 一項

の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用等 成十三年法律第七十五号。以下

を振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に「行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場を定める参加者ごとに発行（以下

を定める参加者ごとに発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の 各申込みのうち応募価格の高い

方 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

口 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

特別参加 各申込みのうち応募価格の高い

者・特別参加 各申込みのうち応募価格の高い

第 各申込みのうち応募価格の高い

申込みの応募額を割り当てて各申

込 各申込みの応募額を割り当てて各申

込 各申込みの応募額を割り当てて各申

込 各申込みの応募額を割り当てて各申

込 各申込みの応募額を割り当てて各申

込 各申込みの応募額を割り当てて各申

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年八月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に	額面金額百円につき九十九円九